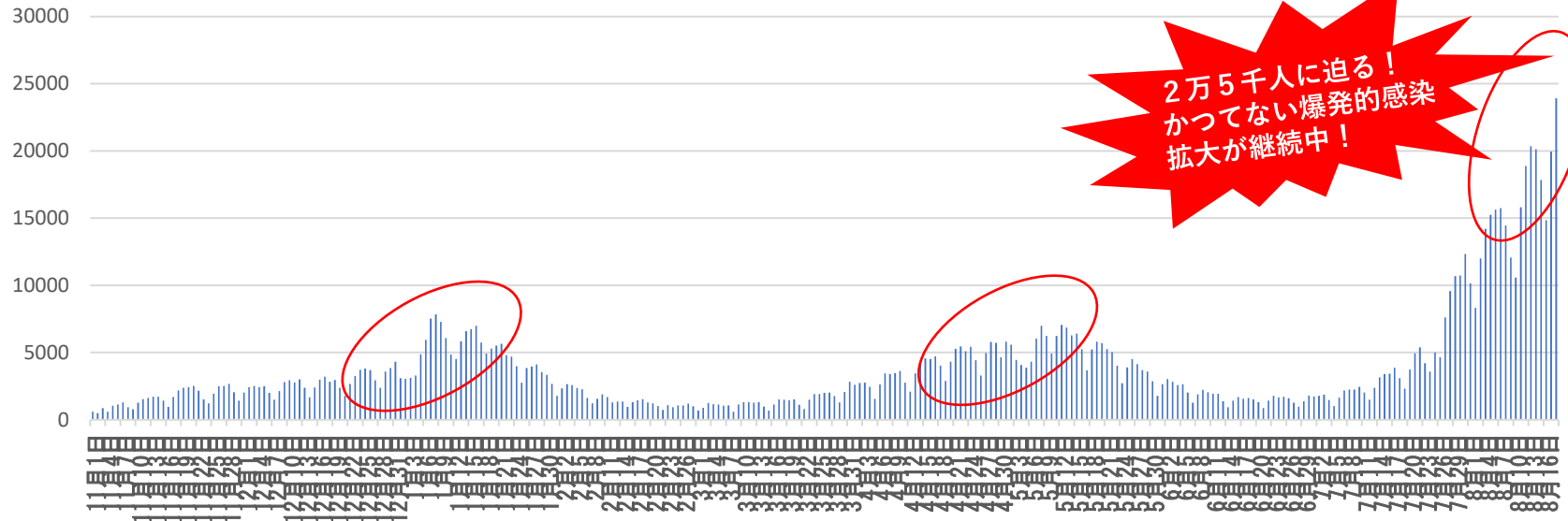


令和3年8月20日

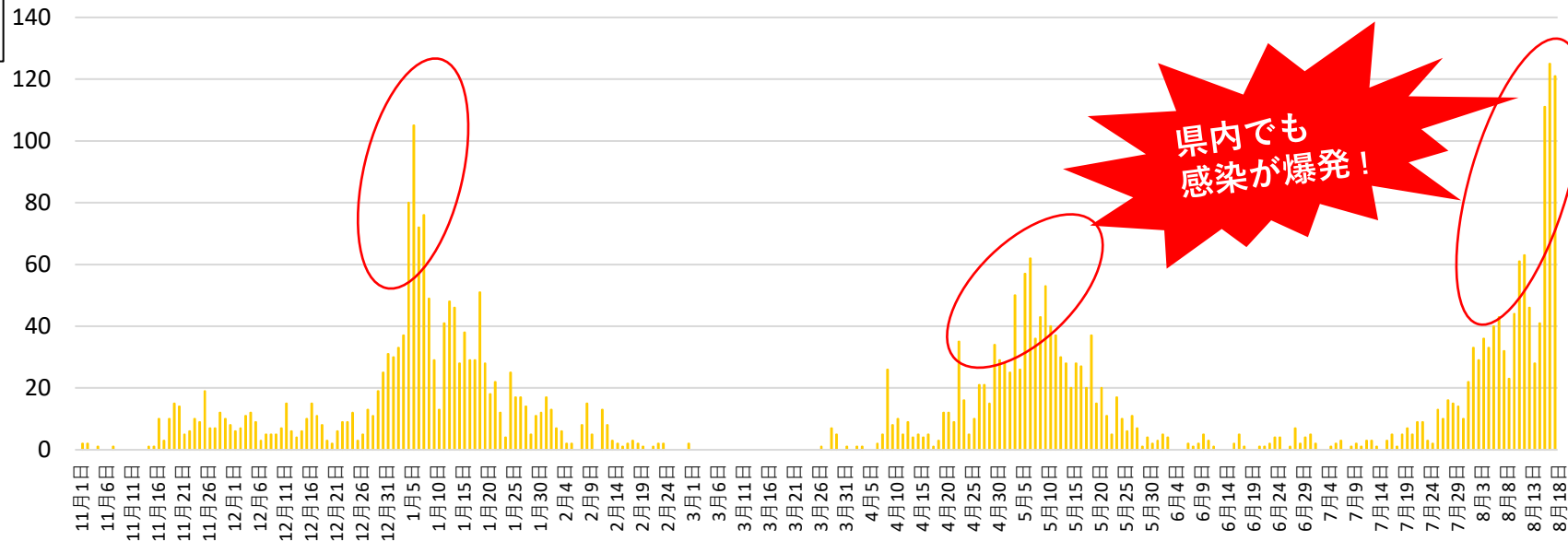
知事会見

全国と県内の感染状況について

全国



宮崎県

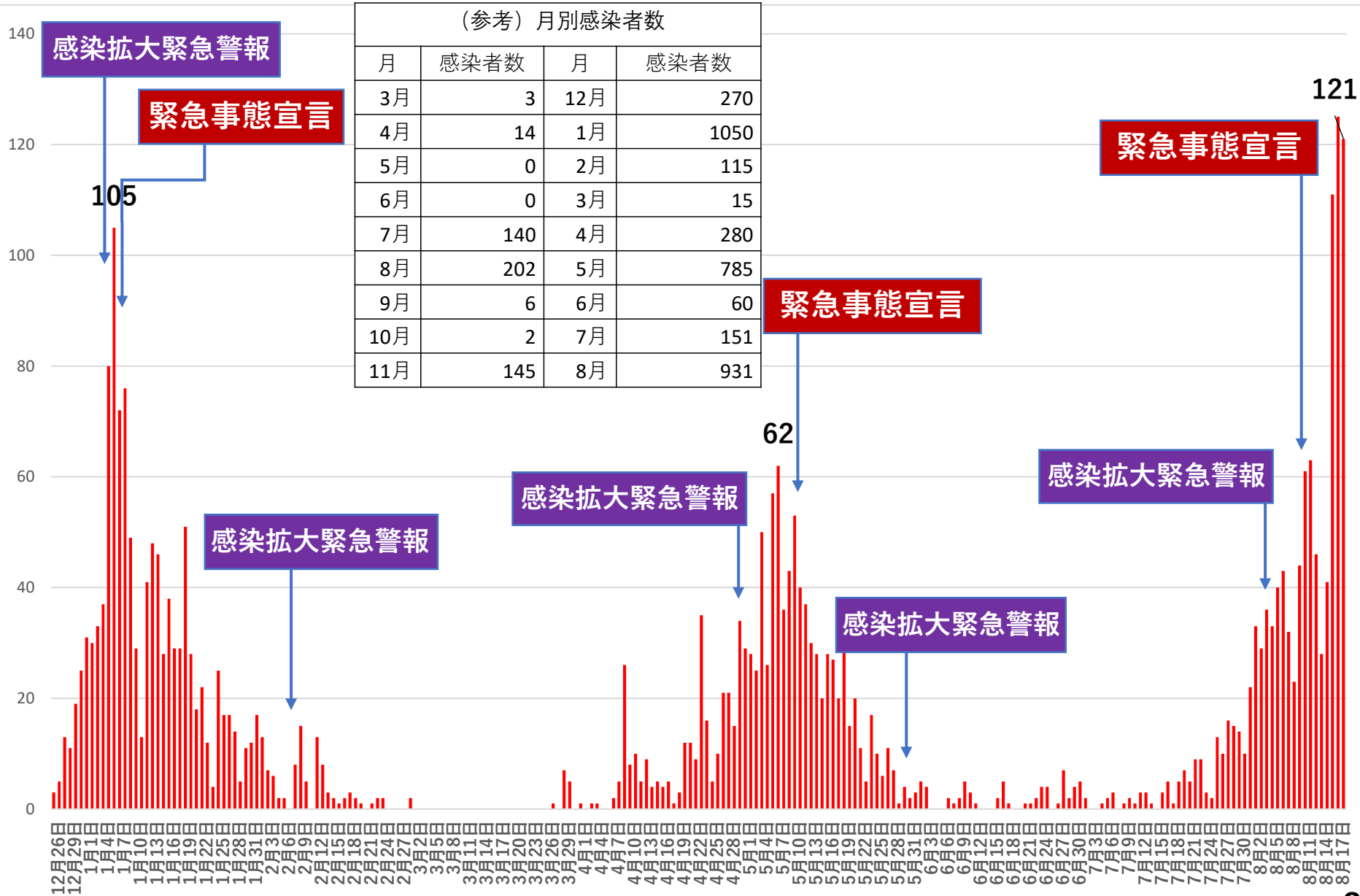


※これまで、首都圏をはじめ、全国的な感染拡大とタイミングを同じくして、県内でも感染が拡大

本県の1日当たりの新規感染者数

(参考) 月別感染者数

月	感染者数	月	感染者数
3月	3	12月	270
4月	14	1月	1050
5月	0	2月	115
6月	0	3月	15
7月	140	4月	280
8月	202	5月	785
9月	6	6月	60
10月	2	7月	151
11月	145	8月	931

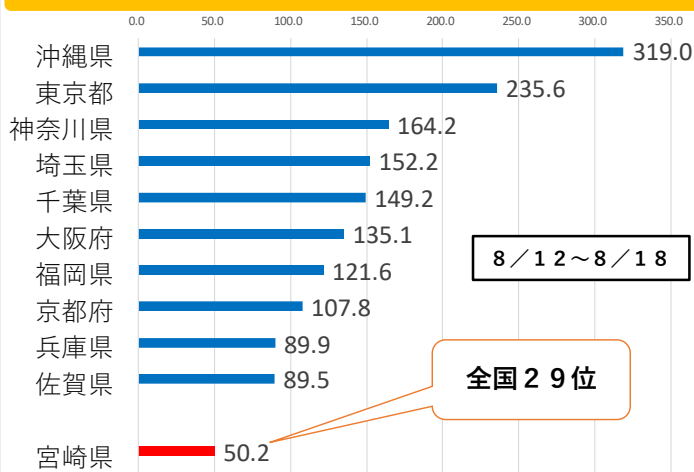


本県の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数

緊急事態宣言

感染拡大緊急警報

全国の直近1週間の人口10万人当たりの感染者数（上位10都道府県）



過去最多!

緊急事態宣言

緊急事態宣言

感染拡大緊急警報

感染拡大緊急警報

感染拡大緊急警報

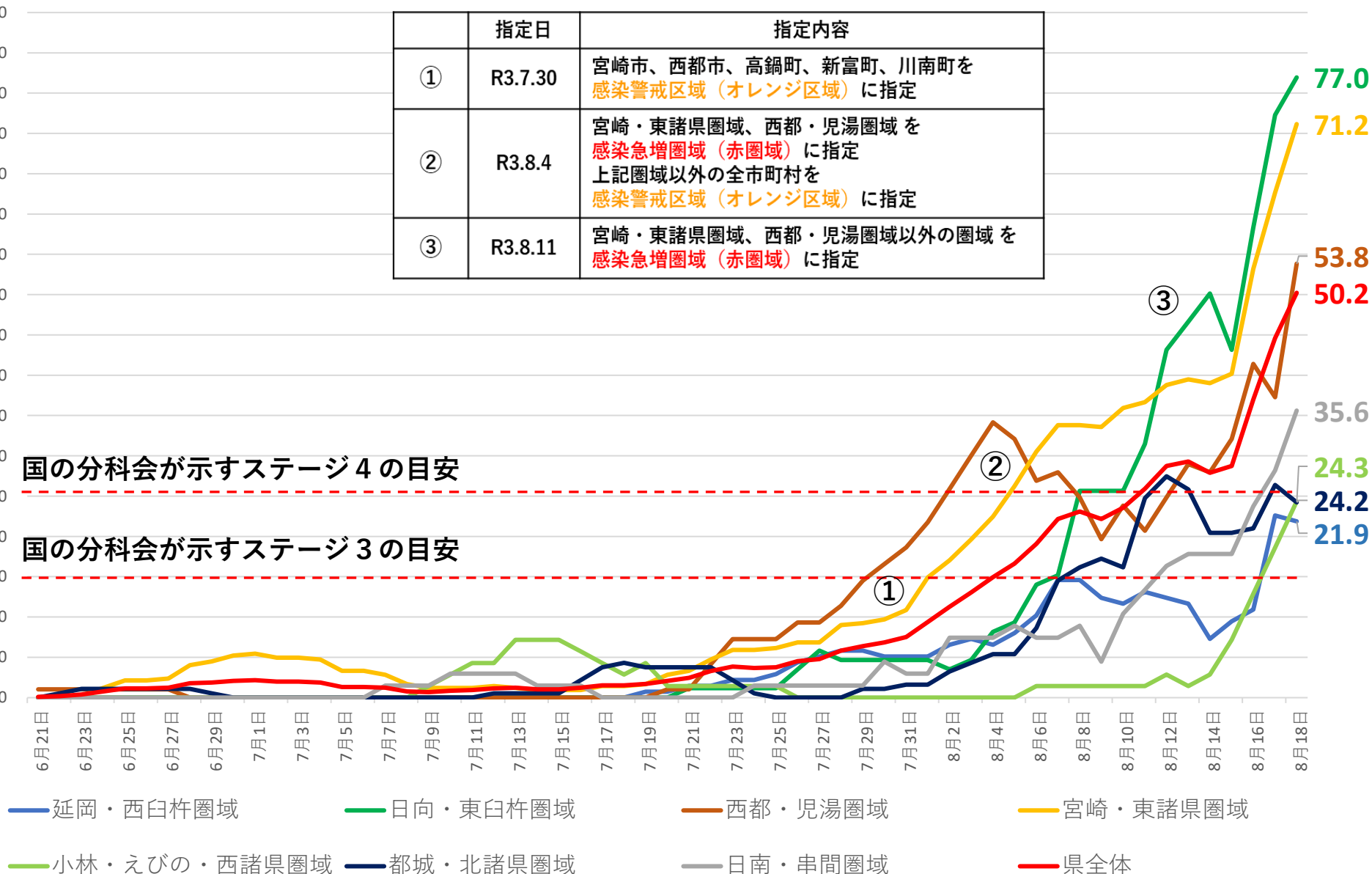
感染拡大緊急警報



各圏域の感染状況

(直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数の推移)

	指定日	指定内容
①	R3.7.30	宮崎市、西都市、高鍋町、新富町、川南町を 感染警戒区域 (オレンジ区域) に指定
②	R3.8.4	宮崎・東諸圏域、西都・児湯圏域を 感染急増圏域 (赤圏域) に指定 上記圏域以外の全市町村を 感染警戒区域 (オレンジ区域) に指定
③	R3.8.11	宮崎・東諸圏域、西都・児湯圏域以外の圏域を 感染急増圏域 (赤圏域) に指定

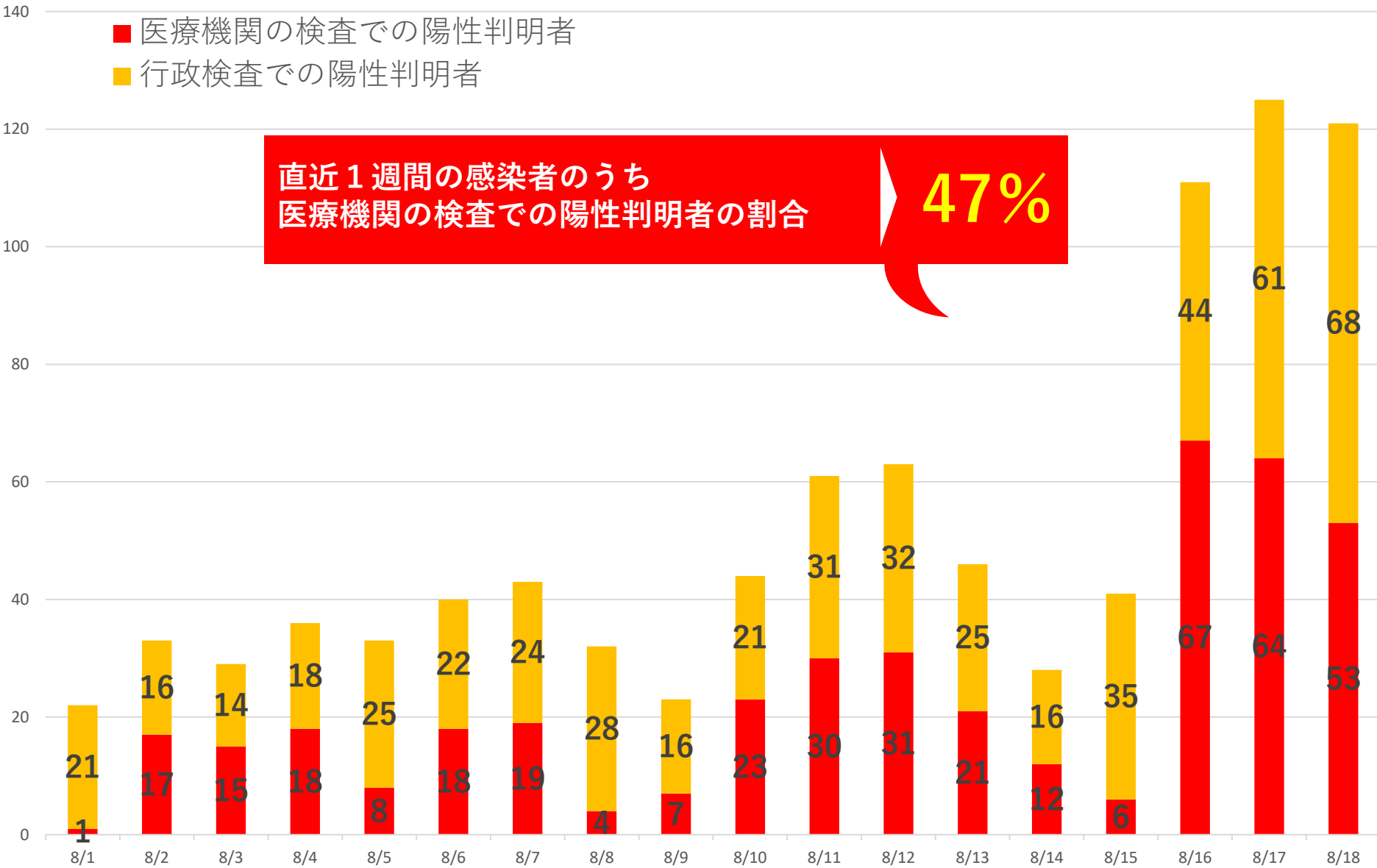


行政検査での陽性数と医療機関の検査での陽性数

- 医療機関の検査での陽性判明者
- 行政検査での陽性判明者

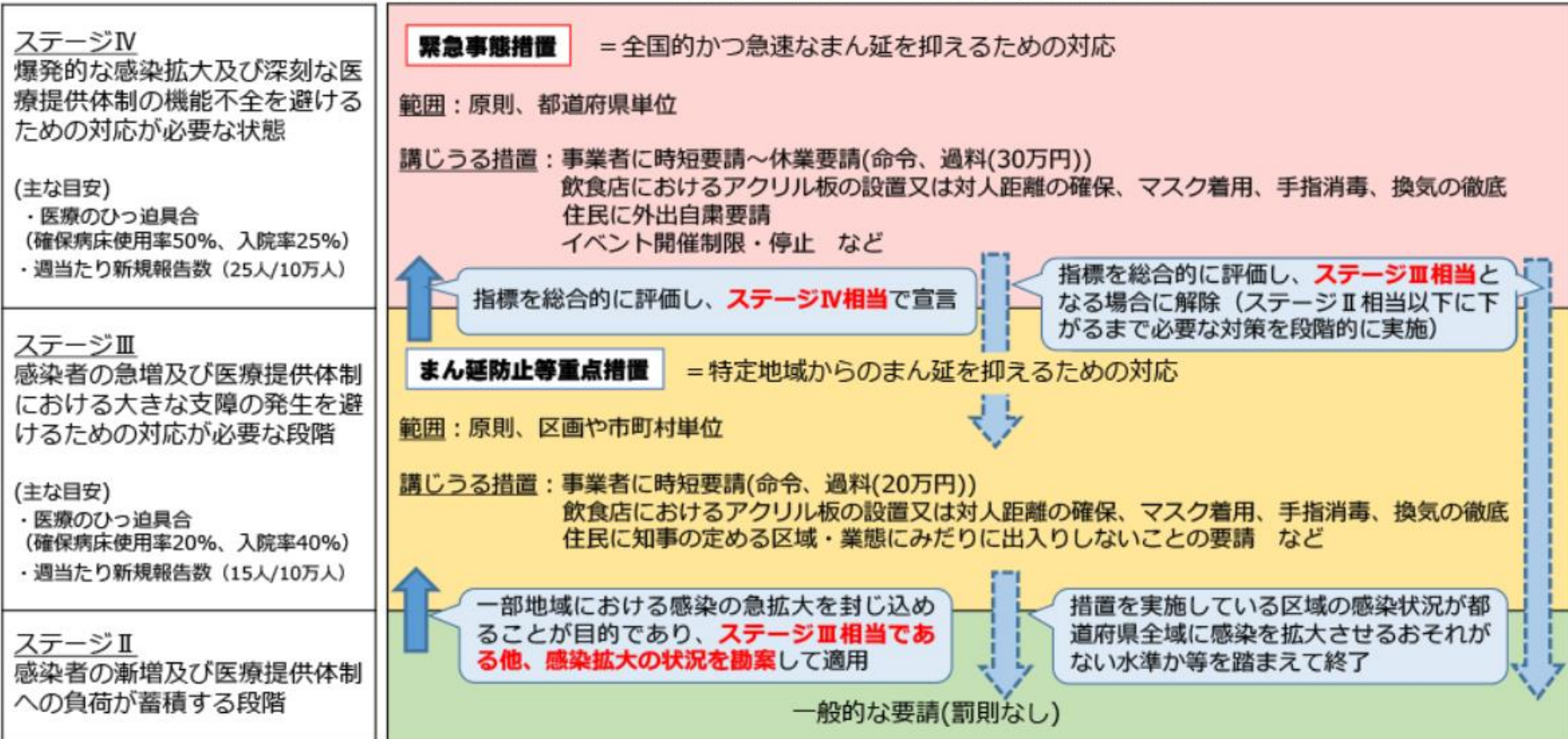
直近1週間の感染者のうち
医療機関の検査での陽性判明者の割合

47%



まん延防止等重点措置の概要について

緊急事態措置、まん延防止等重点措置等について (個別の都道府県の扱いについては、機械的に行うのではなく、その都度、総合的に判断)



※緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に係る要請に伴う支援については、要請に応じたこと、要請による経営への影響の度合い等を勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮し、十分な理解を得られるようにするため、必要な支援となるよう努める。

まん延防止等重点措置における主な対策について

内容	まん延防止等重点措置	県独自の「緊急事態宣言」
<p>飲食店等への要請 (協力金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20時までの営業時間短縮 <協力金> ・ 中小企業 3～10万円/日 ・ 大企業 上限額20万円/日 等 ・ 酒類提供の終日自粛 ・ 飲食を主とする店舗におけるカラオケ設備の利用自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20時までの営業時間短縮 ・ 酒類提供は19時まで <協力金> ・ 中小企業 2.5～7.5万円/日 ・ 大企業 上限額20万円/日 等
<p>大規模集客施設への要請 (協力金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間短縮 (20時までを想定) <協力金> ・ 施設運営者 20万/1,000㎡×時短率 ・ テナント 2万/100㎡×時短率 等 ・ 入場整理について働きかけ 	<p>—</p>
<p>外出自粛等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要不急の外出自粛 ・ 県外との不要不急の往来自粛 ・ 混雑した場所等への外出の半減 ・ 20時以降の飲食店利用自粛 ・ 路上・公園での集団飲酒等の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要不急の外出自粛 ・ 県外との不要不急の往来自粛

大規模集客施設等への時短要請について

	大規模施設	テナント・出店者等
対象施設	新型インフルエンザ等特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設（※1）のうち多数の者が利用する施設で、床面積が1,000㎡を超える施設	左記施設の一部を賃貸借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業者等（※2）
交付額 （1日当たり）	自己利用面積1,000㎡毎に20万円／日に「短縮した時間／本来の営業時間」を乗じた額 ※テナント数に応じた追加支給等あり	店舗等面積100㎡毎に2万円／日に「短縮した時間／本来の営業時間」を乗じた額

※1 新型インフルエンザ等特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設

- ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ・集会場又は公会堂
- ・展示場
- ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- ・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- ・体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 等

※2 飲食店に対する時短要請協力金の支給を受けた事業者を除く

月次支援金（国）の概要

給付対象

- ① **国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置**に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ② ①の措置を受けている月間売上が前年又は前々年同期比で**50%以上減少**していること

※ 時短要請協力金を受給した飲食店等は対象外。

給付額

(前年又は前々年同期の売上) -
(今年の対象月の売上)

ただし

中小法人等 上限 **20** 万円/月

個人事業者等 上限 **10** 万円/月

本県独自の時短要請はまん延防止等重点措置に基づくものではないため、国に対して要望するも月次支援金の対象外
このため、県独自に飲食関連事業者等支援金を給付

飲食関連事業者等支援金（県）

給付対象

- ① 影響があった月の売上が前年又は前々年同期に比べ50%以上減少していること
- ② 以下のいずれかに該当
 - ・ 営業時間を短縮し協力金を受給した飲食店等と直接取引のある県内事業者
例) 酒店、食材卸売、氷店、おしぼりリース業、クリーニング店等
 - ・ タクシー事業者
 - ・ 自動車運転代行業者

給付額 一律 10万円/月

※重点措置対象となった場合の「飲食関連事業者等支援金」の取扱については調整中。

新学期を迎えるにあたって ～学校での感染拡大を防止～

- 県教育委員会から、すべての県立学校に対して感染防止対策の徹底を指示（通知）

保護者の皆様へのお願い

毎朝の検温等の健康観察を適切に行い、お子さんに発熱や咳などの風邪症状がある場合や、同居するご家族に同じような症状がある場合は、登校を控え、医療機関に相談してください。

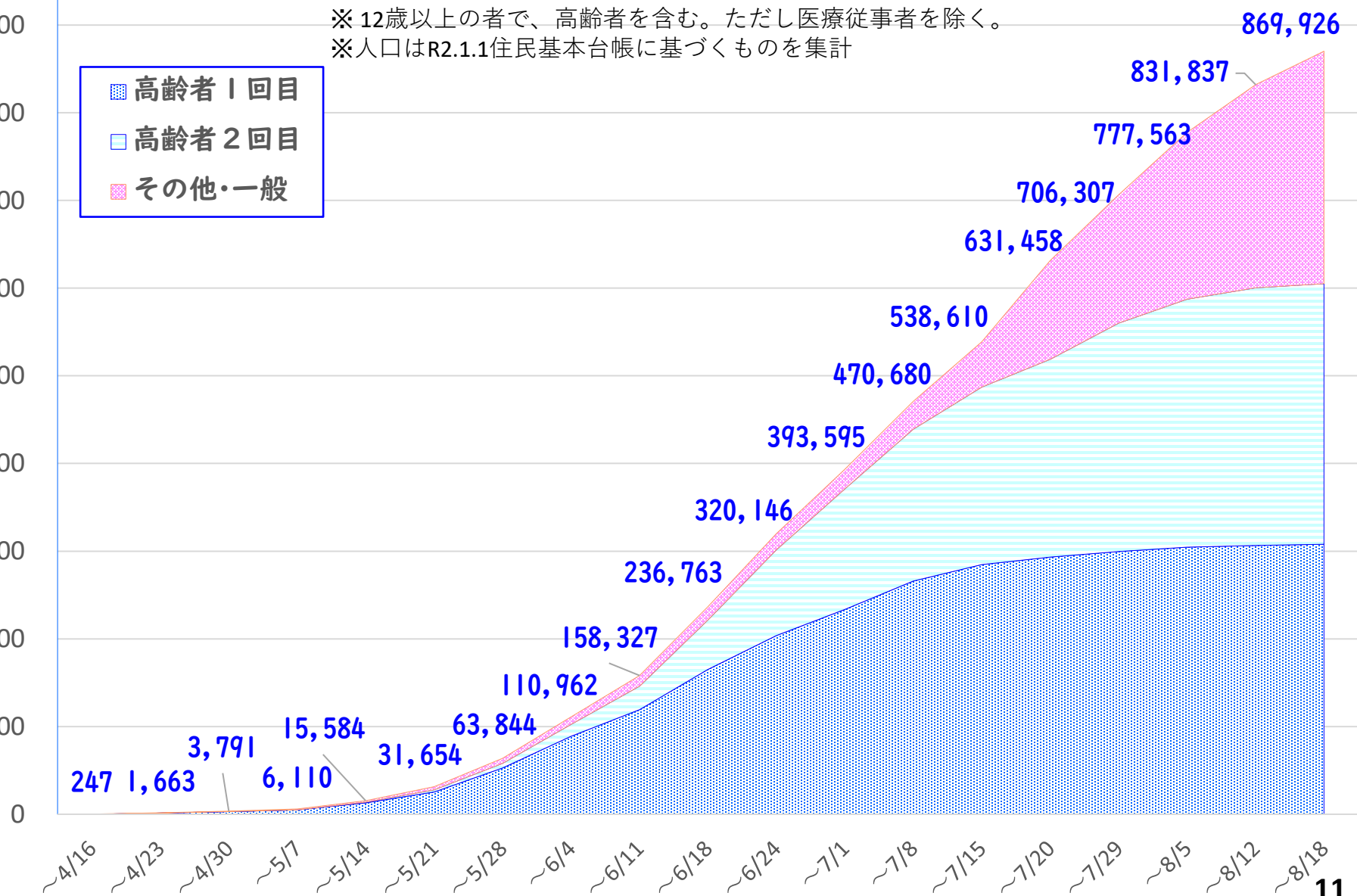
新型コロナウイルスワクチンの接種状況について（8月18日現在）

(回)

ワクチンの接種実績（延べ実績）

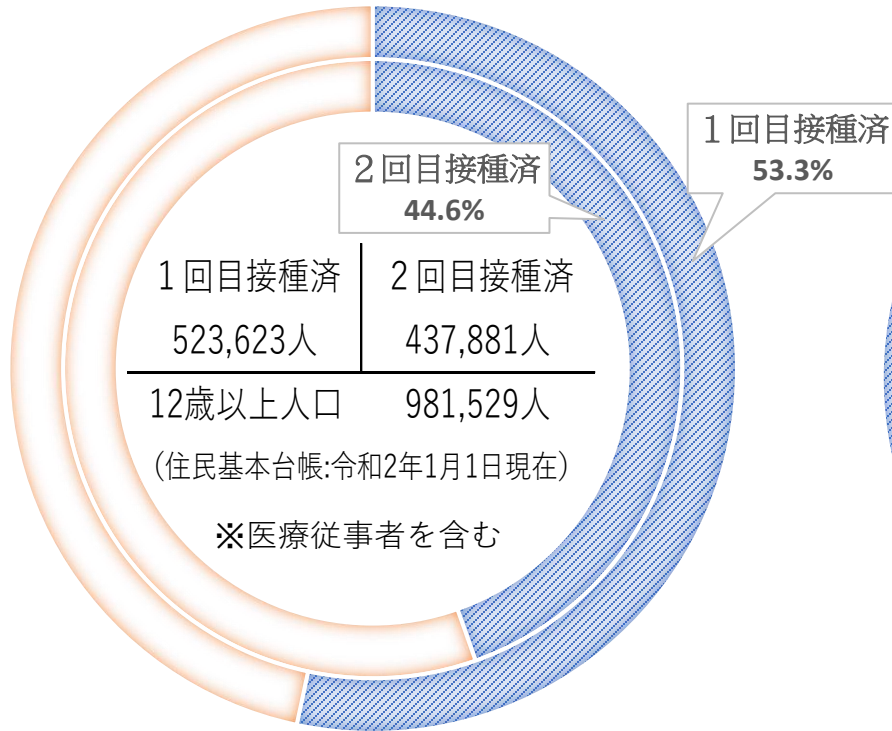
※ 12歳以上の者で、高齢者を含む。ただし医療従事者を除く。
※ 人口はR2.1.1住民基本台帳に基づくものを集計

- 高齢者1回目
- 高齢者2回目
- その他・一般

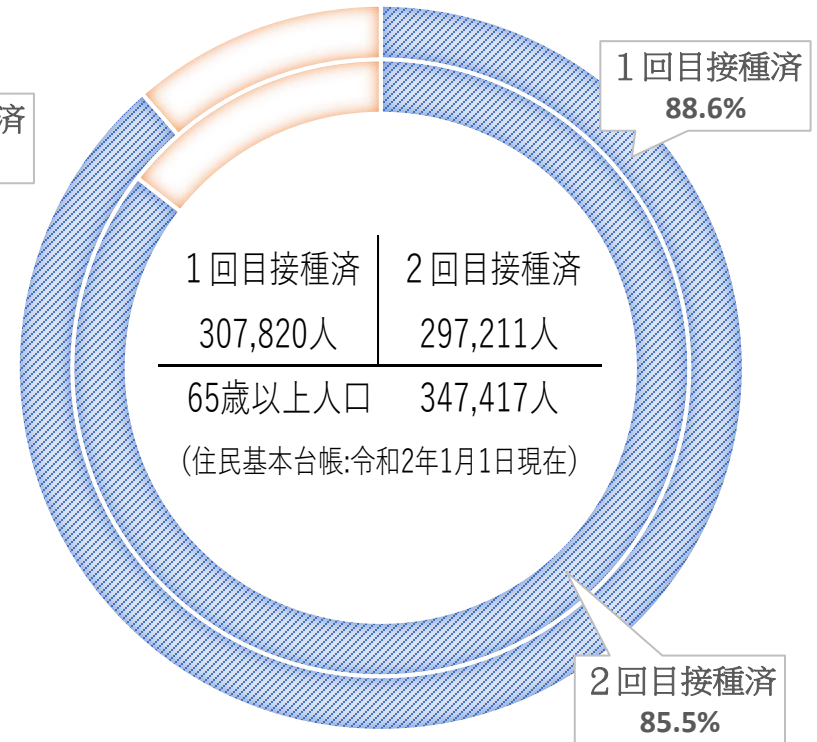


新型コロナウイルスワクチンの接種状況について（8月18日現在）

12歳以上対象者の接種状況



65歳以上の接種状況



県大規模集団接種の実施状況について（8月18日現在）

- 県央会場（8月7日、8日、14日、15日）
3, 198回
- 県西会場（8月3日、6日）
912回
- 県北会場（8月7日、14日）
1, 151回

職域接種の実施状況について（8月18日現在）

- 申請件数及び対象人数
27件 43,150人
〔 うち承認 16件 25,750人 〕
〔 申請取下 7件 8,200人 〕
- 接種実績
28,729回（6月28日～8月18日）
- 今後の見通し
未承認の団体に対し、8月中にワクチンの供給が開始される見込み

ワクチン接種は自分を守り、家族や社会を守る

ワクチンに関する正しい情報を知ってください

- ワクチンは、高い発症予防効果が確認されており、重症化も防げます。
- 一方で、発熱、頭痛、倦怠感、腕の痛みなどの副反応はありますが、そのほとんどは2、3日で消失します。
- ワクチンに関する正しい情報を知った上で接種をご検討ください。

ワクチン接種後も感染防止対策のより一層の徹底を

- ワクチン接種により完全に感染を防げるものではありません。
ワクチン接種後もマスクの着用などの感染防止対策の継続が重要です。
- 感染防止対策のより一層の徹底をお願いします。

思いやりの心で新型コロナを乗り越えましょう

- ワクチン接種は強制ではなく、本人の意思に基づき受けていただくものであり、様々な理由によりワクチン接種を受けることができない方もいます。
- 学校や職場などで、周囲の方に接種を強制したり、接種を受けていない方に差別的な扱いをしてはいけません。

再び歴史的危機に直面！

「緊急事態宣言」

発令中！